

# 「川口市の協働の推進に関する基本方針」

川 口 市



## 「川口市の協働の推進に関する基本方針」

### 目次

1 協働の基本的な考え方	
(1) 基本方針を定める理由	1
(2) 協働とは	1
(3) 協働を実施する場合の判断基準	1
(4) 協働の担い手	2
(5) 効果的な協働のための考え方	3
(6) 協働に取り組むにあたって	4
(7) 協働の形態	4
2 協働につながる市の取り組み	
(1) 協働のための人づくり（協働の担い手の育成）	6
(2) 協働のための環境づくり（協働の相談窓口、市民団体の交流の機会づくり）	7
(3) 協働のための仕組みづくり（市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、市の支援策等）	7
3 Q&A	10
4 市民団体と市との協働の事例	11
資料	
川口市協働推進条例の手引き	14

# 「川口市の協働の推進に関する基本方針」

## 1 協働の基本的な考え方

### (1) 基本方針を定める理由

協働とは、一般的には、複数の異なる主体が、対等な関係で課題解決に向け協力していくことをいいます。この基本方針では、行政と市民などの多様な主体が、社会的課題を解決するための方策の一つとして協働を検討していくうえで、基本的な考え方や進め方などを定めています。

### (2) 協働とは

公益のために自主的な活動をする団体等と行政がそれぞれの得意分野を活かし対等な関係で社会的な課題解決に向け協力する活動をいいます。営利や布教、政治を目的とした活動を除きます。

### (3) 協働を実施する場合の判断基準

事業が、「公益性かつ非営利性が担保されており、協働で取り組むことにより相乗効果があるか」を、実施主体が内容により判断します。

- ア 公益性 特定の個人や組織のみではなく、広く社会一般の利益にかなうもの。
- イ 非営利性 無償で活動するということではなく、活動に必要な費用を確保した上で、差し引いた利益を私的に分配していない。
- ウ 相乗効果 協働で取り組むことにより、より高い効果が得られる見込みがあるもの。

#### (4) 協働の担い手

協働の担い手としては、まちづくりに関わる地域の多様な主体があります。川口市では、協働の担い手を次のとおり想定しています。

	主 体		協働推進条例における位置づけ
ア	市	市民	協働の基盤（第5条第1項）
イ	民	地縁団体	協働の基盤（第5条第1項）
ウ	等	市民団体	協働の推進において重要な役割を担う（第6条第2項）
エ	事業者		協働の担い手（第6条第2項※）
オ	教育機関等		※「川口市協働推進条例の手引き」説明より
カ	市		

ア 市 民 市内に在住、在勤若しくは在学する者、又は公益を目的として市内で活動するもの。

市外から市内に在勤、在学する方や市内で活動している個人も本市のまちづくりに力を発揮していただくことが期待されることから、「市民」に含めます。

イ 地 縁 団 体 町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体です。

ウ 市 民 団 体 市民が主体的に組織した団体。

共通の関心に基づき自主的に形成された団体（テーマ型コミュニティ）で、いわゆるNPO法人、ボランティア団体、趣味やスポーツなどの生涯学習団体等を想定しています。法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。

エ 事 業 者 市内で事業を営む個人又は法人。

市内で営利活動を行う個人や法人を含み、ほかに、社会福祉法人、医療法人、農商工団体等を想定しています。

オ 教 育 機 関 等 学校その他の教育機関及び研究機関。

「教育機関」とは小学校、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む）、社会教育施設、公共職業能力開発施設（大学校）、専修学校、各種学校などを、「研究機関」とは公共、大学、民間で設置する研究所を想定しています。

カ 市 議会及び市長その他の執行機関。

行政の担い手である市も主体の一つです。

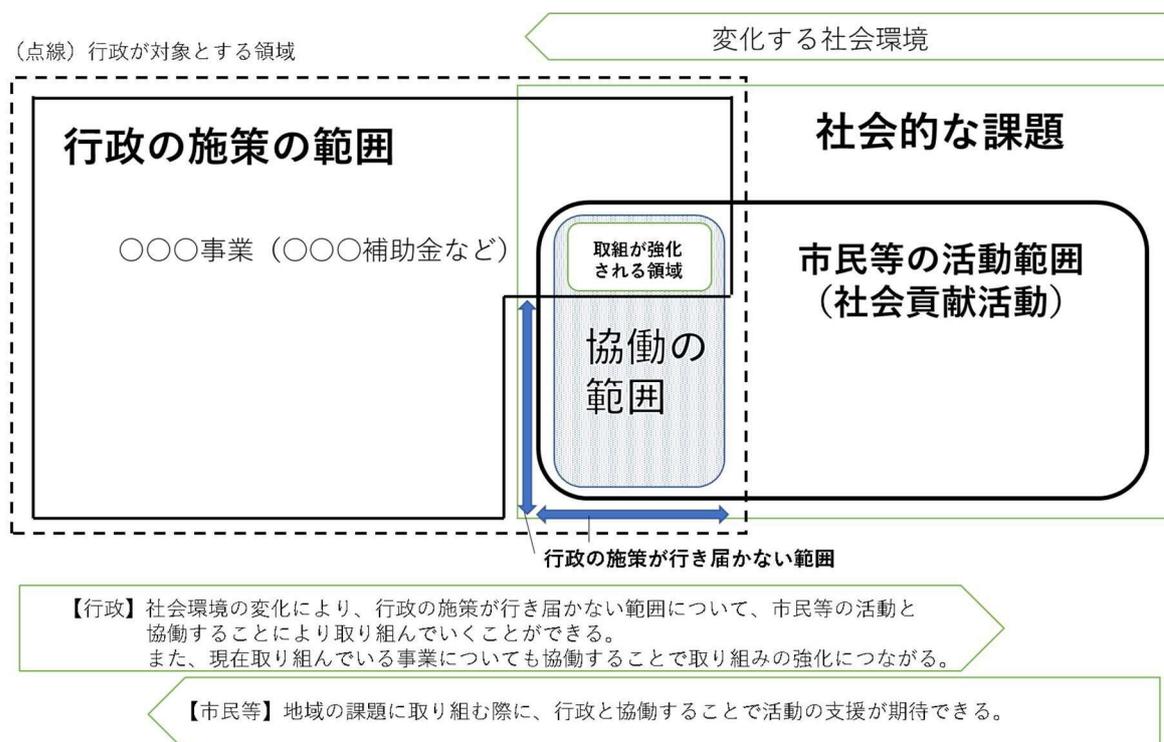
## (5) 効果的な協働のための考え方

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化など、地域社会において様々な課題が増えており、市民ニーズは複雑化、多様化しています。こうしたことから、これまで行政が担ってきた公平性や均一性を重視した公共のサービスだけでは、社会環境の変化に柔軟に対応することが難しくなっています。一方で、市民等は身近なところから、また、それぞれの得意分野を活かした活動により、地域課題や社会的な課題を解決していく取り組みを行っています。

このことから、行政では、行政が対象とする領域が変化することで、既存の施策が行き届かない範囲が発生する場合があります。これについて市民等の活動と協働することにより、取り組んでいくことが可能となります。また、市民等の活動内容が現在行政が取り組んでいる事業と重複する場合でも、取り組みの強化につながります。

また、市民等では、行政と協働することで、活動の支援が期待できます。

このように、多様な担い手が対等の立場で知恵と力をともに出し合うことにより、単独で対応するよりもより効果的な課題解決を図ることが可能になります。



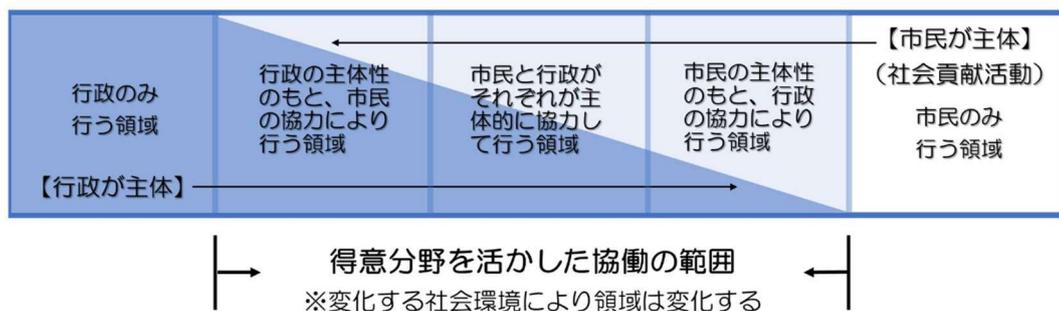
## (6) 協働に取り組むにあたって

協働は、私たちのまちをよりよくしていくための手法であり、目的ではありません。協働にあたっては異なる担い手が互いの特性を尊重した上で、単独で取り組むよりもより効果的な課題解決が可能であるか、目的や実施方法、役割分担を事前にすりあわせておくことが重要です。

協働の担い手はそれぞれの立場や性格に応じて自らの求めるところによって活動しています。その目的、活動内容、方針、規模などは多様です。

また、協働を進めていく上で、協働の担い手が必要とする情報を受信でき、届けたい情報を発信できるようにすることが必要であり、互いに情報を共有する（される）状態をつくることが重要です。

それぞれの得意分野を活かし、協働により課題の解決につなげることが可能になる



## (7) 協働の形態

協働は、地域や社会の課題を解決するための手段の一つです。課題解決に向けて効果的に取り組むためには、課題の内容や担い手の特性を踏まえ、協働の形態を選択し適正・迅速に進めていく必要があります。

### ア 後援・協賛

後援は、主催者が行う事業の趣旨に賛同し、他の主体が名義使用を認めること。他の主体からの物品や金銭等の支援はないが、名義を貸し出しすることにより、事業への社会的信用を高める効果が期待できる。

協賛は、主体同士の協議により、後援と同様の効果が期待できるほか、物品や金銭等の支援がある。

イ 補助金・助成金

各主体が行う公益性の高い事業に、他の主体が資金面で協力すること。

ウ 共催

各主体が、共同で事業を主催すること。

エ 実行委員会・協議会等

複数の主体が新たに一つの組織をつくり、その組織が主催者として事業を行うこと。

オ 委託・指定管理

主体の一方が行う事業を、効率性・専門性などの観点からノウハウを有する他の主体に事業の実施を委ねること。

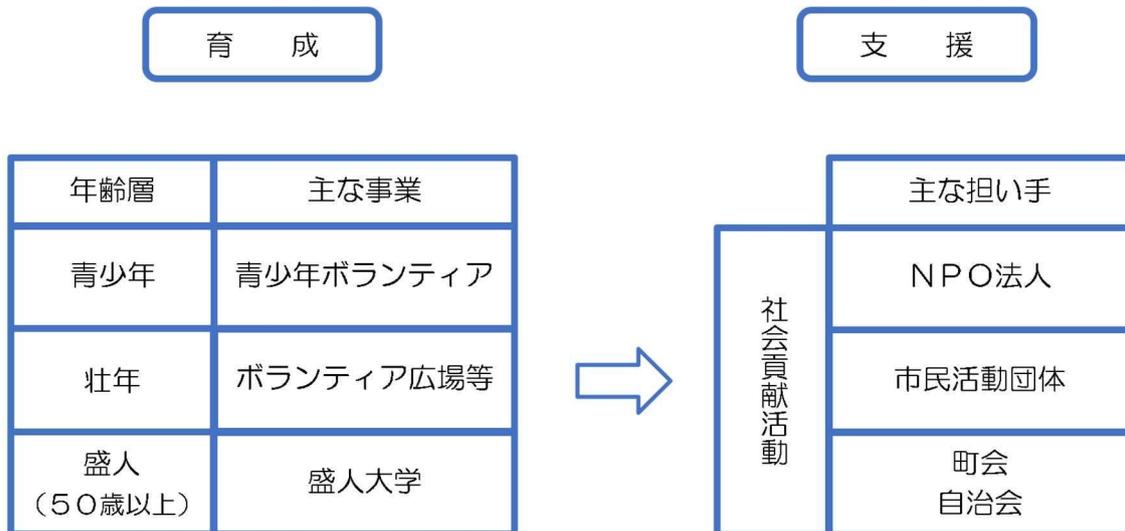
## 2 協働につながる市の取り組み

### (1) 協働のための人づくり（協働の担い手の育成）

#### ア 協働につながる社会貢献活動の拡充

川口市協働推進条例に掲げる「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会」の実現のために、市民等に協働に関する啓発活動を行い、青少年から高齢者まで含めた市民の協働への関心を高め、参加機会の拡大に努めます。現在、青少年に対しては「青少年ボランティア育成事業」を実施しており、次代を担う青少年のボランティアによる地域活動への関心とその活動の促進を図っています。また、50歳以上の方に対しては、「盛人大学事業」を実施しており、交流と地域参加の機会を提供し、卒業後には地域で活躍できる人材を育成しています。その他に、NPOや市民団体の活動の活性化や市民が社会貢献活動を始めのきっかけづくりを目的とした「ボランティア広場」を開催し、地域活動の実情に適したテーマで講座を開催しています。

このような取り組みを通じて、協働の担い手の育成につなげていきます。



#### イ 市職員の協働に関する理解・実施能力の向上

市が全ての部署を挙げて協働に取り組む上で、市職員が協働について理解を深めることは必要不可欠です。本方針による協働への意識の醸成に加え、オンライン研修等も繰り返し実施し、市職員の協働についての理解の定着を図っていきます。

## (2) 協働のための環境づくり（協働の相談窓口、市民団体の交流の機会づくり）

### ア 協働の相談窓口

協働の相談窓口は、市の担当課または協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション内）です。協働推進課では、かわぐち市民パートナーステーション登録団体の活動分野の紹介や相談を受け付けており、川口市社会福祉協議会かわぐちボランティアセンターでも同様の相談を受け付けています。

### イ 市民団体の交流の機会づくり

10月第3日曜日を「ボランティアの日」と定め、10月にボランティア見本市を開催しています。市内の様々な分野の社会貢献活動を行う団体が一堂に集まり、活動の紹介や団体・市民との交流を通して、市民のボランティア活動に対する関心を高めるとともに活動のきっかけづくりとしています。



## (3) 協働のための仕組みづくり（市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、市の支援策等）

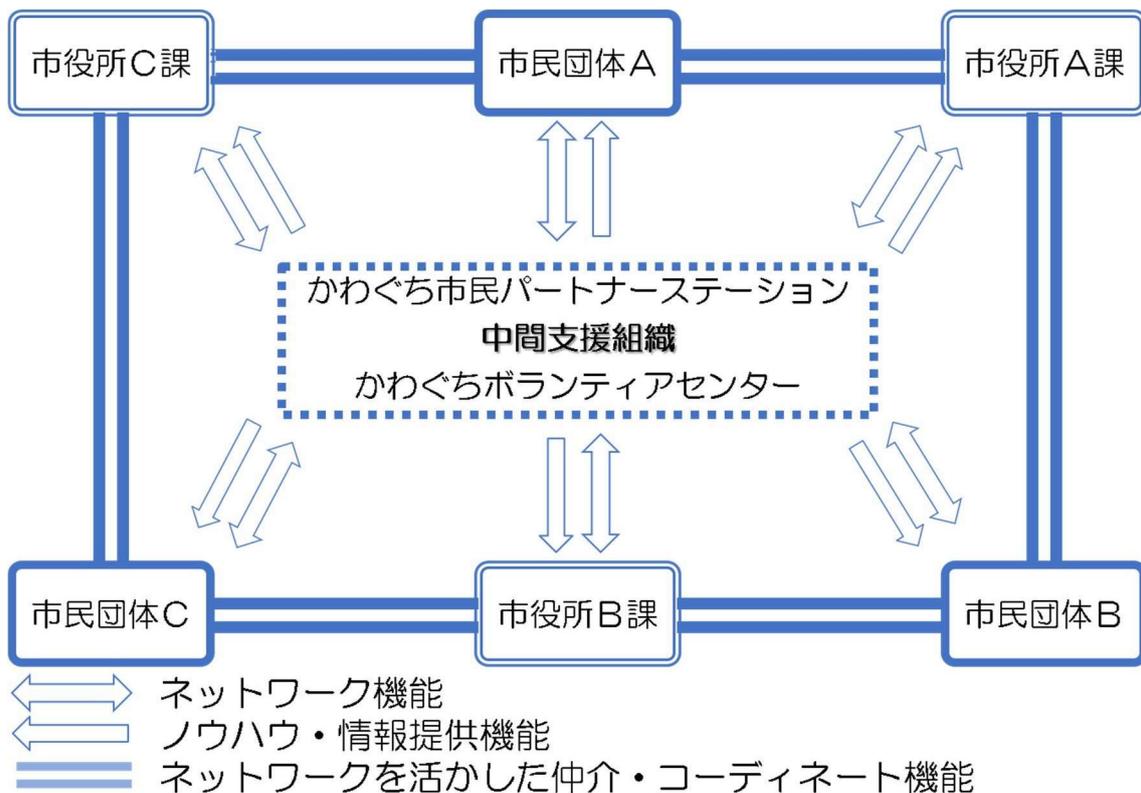
### ア 市の施策の情報提供

市は地域課題に対して様々な施策に取り組んでいますが、市の施策だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズに応えることは難しくなっています。そのため、市民等の活動団体との協働により、地域の課題解決につなげることが求められます。そのためには、市がどのような施策を行っているのかを市民等に理解しても

らうことが必要不可欠であることから、多様な手法、媒体を通して市の施策を分かりやすく提供します。

#### イ 中間支援組織の役割

中間支援組織とは、市民と市、又は市民同士をはじめとした協働の各主体を仲介し、市民の自主的な課題解決を支援するための組織です。協働の各主体の間でネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、情報やノウハウの提供を行います。川口市で主な中間支援組織としては、かわぐち市民パートナーステーションやかわぐちボランティアセンターがあります。



#### ウ 市の支援策等

協働や市民活動を進めていく上で、市民団体にとって活動場所や活動資金、組織体制の強化は必要不可欠です。市では次の支援策等を行っています。

##### (ア) 活動場所の提供

協働や市民活動を活性化するには、市民団体が会議、作業、事業等を行う活動の場が必要不可欠です。かわぐち市民パートナーステーションでは、社

会貢献団体として登録された団体に、会議室、多目的室やミーティングスペース（さろん）などを無償で貸し出しています。

(イ) 活動資金

市民活動助成金

市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、地域や社会の課題に取り組む団体に対し、助成金を交付しています。

協働推進事業助成金

行政課題の速やかな解決と協働の担い手づくりの促進を目的として、市との協働により事業を実施する団体に対し交付しています。

(ウ) NPO支援事業

NPO相談会

行政書士等の有資格者がNPO法人設立、運営などに係る個別相談を行っています。

NPO法人設立準備講座

NPO法人の設立を検討している方を対象に、NPO法人設立や運営に関する講座を開いています。

### 3 Q&A

Q

何のために市民等と市が協働するのでしょうか？

A

社会、経済の成熟に伴い、個人の価値観が多様化、複雑化し、行政だけではそのニーズや課題への対応が難しくなっています。市民等はそれぞれの得意分野を活かした課題解決の取り組みを行っており、行政単独よりもお互いが協働することで、より効果的な課題解決を図ることが可能になります。

Q

社会貢献活動に関する情報を得るにはどうすればいいですか？

A

川口市協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション内）またはかわぐちボランティアセンターが、ボランティア活動や市民活動の情報を発信しています。

また、それぞれのホームページで、川口市を中心に活動する市民団体やボランティア団体の一覧を見ることができます。

かわぐちボランティアセンターでは、ボランティアの相談、個人のボランティア登録、ボランティアのマッチングなども行っています。

また、川口市では、川口市協働推進課に川口市協働推進員を配置しています。お気軽にお問い合わせください。

- 地域の課題を解決しようとする団体等の設立、運営、課題に関する相談
- 団体同士、団体と個人、活動資金などについて、マッチングを行う
- ボランティア活動や市民活動に関する情報発信を行う
- その他、ボランティア活動や市民活動に関する相談全般

川口市協働推進課

電話 048-227-7633

かわぐちボランティアセンター

電話 048-227-7640

Q

市との協働事業について、どこに相談すればいいですか？

A

市との協働の相談の窓口は、市の担当課または協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション内）です。下記のような点を考慮し、ご相談ください。

- ①どのような課題の解決を図りたいか
- ②公益性はあるか
- ③協働で取り組むことにより、より高い効果が得られる見込みがあるか
- ④協働事業の目的が達成できるか

## 4 市民団体と市との協働の事例

### ペットの災害手帳作成及びペットの防災手帳の使い方オンラインセミナー

「ペットの災害手帳作成及びペットの防災手帳の使い方オンラインセミナー」を実施しました。災害時におけるペットとの避難に関する情報を整理した手帳やリーフレットを作成し、周知するとともに、使い方に関するオンラインセミナーを開催しペットの災害対策の普及を図りました。



## エコライフDAY

「地球温暖化防止活動」として、毎年6月の第2日曜日に、環境のことを考えた生活を実践してもらい「エコライフDAY」を実施しています。チェックシートを使用してその成果をCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の削減量という形で公表しています。



環境のことを考えて  
6/9  
生活しましょい

**エコライフDAY 2024**  
あなたが減らせた二酸化炭素は何g?



一般用  
回答は左の二次元コードから  
お願いします。

1 今日できたことや普段やっていることに  
○をつけてください。

	あなた	家族もさぞってね				
電気・ガス	誰もいない部屋の明かりを消すようにした。	33	33	33	33	33
	見ていないときは、テレビを消すようにした。	43	43	43	43	43
	電化製品を使わないときは、主電源を切るかプラグを抜くようにした。	70	70	70	70	70
食	冷暖房の設定温度は年間を通して控えめにした。(目安：夏は28℃、冬は20℃)(使わなかった)	136	136	136	136	136
	冷蔵庫にものを詰め込みすぎないようにした。	55	55	55	55	55
	お風呂はさめないうちに、みんなで続けて入るようにした。	233	233	233	233	233
資源	ご飯やおかずを残さず食べるようにした。	39	39	39	39	39
	近くの産地でとれたものを食べるようにした。	37	37	37	37	37
	旬のものを食べるようにした。	5	5	5	5	5
水	レジ袋をもらわないようにした。	56	56	56	56	56
	マイボトルを持ち歩くようにした。	39	39	39	39	39
	エコ商品を使うようにした。(エコマーク ㊿のついたものや省エネ型製品など)	116	116	116	116	116
車	ごみ出しルールにしたがって分別するようにした。	130	130	130	130	130
	水やお湯を流しっぱなしにしないようにした。(歯磨きやシャワーのときなど)	245	245	245	245	245
	シャンプーや台所用洗剤などを使いすぎないようにした。	45	45	45	45	45
外出するときは、歩いたり、自転車・バス・電車を利用するようにした。	264	264	264	264	264	

※数字は一日で減らせる二酸化炭素量です。

2 ○をつけた数字を合計して下さい。

g	g	g	g	g
---	---	---	---	---

回収場所：第一本庁舎、支所  
※紙でご回答いただく場合にご利用ください。  
裏面にも書いて下さい。ご協力ありがとうございました。

※全部できたら1,546gの二酸化炭素が減らせます。生活の中で、一人一日4.871gの二酸化炭素を出しています。  
 プナの木何本分の二酸化炭素が減らせたかな？(減らせた本数の木に色を塗ろう) **51.5本分**

5本分	10本分	15本分	20本分	25本分	30本分	35本分	40本分	45本分	50本分
150g	300g	450g	600g	750g	900g	1,050g	1,200g	1,350g	1,500g
									1,546g

プナの木一本の一日当たりの二酸化炭素の吸収量は約30gです。  
 ※樹齢100年で、1haあたり500本のプナの森林の場合(森林の条件等により吸収量は異なります)

## ボランティア日本語教室

多くの外国人住民が居住する川口市では、さまざまな団体が各地域でボランティア日本語教室を開催しています。市ではボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動を支援するため、以下の取組を行っています。

- ・日本語ボランティアの育成
- ・活動拠点となる施設の貸出
- ・ボランティア日本語教室の運営に関わる課題を検討・協議し、情報共有を図るためのボランティア日本語教室連絡会議の開催



## 様々な協働の事例

### ● 「川口の麦味噌醸造の歴史の冊子づくり」

川口の麦味噌醸造は、江戸時代後期から昭和中期まで続いた全国屈指の産地でしたが、市民にはあまり知られていませんでした。途絶えた麦味噌づくりの復活と味噌の歴史について啓発活動を行っている団体と市が協働で啓発冊子を作成し、川口の麦味噌の歴史・文化を周知しました。

### ● 「『～人と動物との和（HARMONY）を広げよう～』人と動物とが幸せに共生できる社会を目指して」

「人と動物とが幸せに共生できる社会を目指して」をテーマにした講演や、動物愛護や動物福祉の考え方の普及啓発を行いました。

### ● 「8050問題支援啓発事業」

8050問題の解決のため、当事者や家族、支援者等の講演やパネルディスカッションを開催し、8050問題の現状や支援方法等について啓発活動を行いました。

川口市協働推進条例  
(通称 まちはみんなでつくるもの条例)  
の手引き

川 口 市

「通称 まちはみんなで作るもの条例」 について

本市は、「まちはみんなで作るもの」という精神で市政を進めてきました。協働推進条例の通称名にその精神を込めて表わしています。

## 目次

第1条（目的）	第10条（協働を推進する体制の整備）
第2条（定義）	第11条（協働推進委員会の設置）
第3条（基本理念）	第12条（委員会の所掌事務）
第4条（協働の原則）	第13条（委員会の組織及び運営）
第5条（市民等の役割）	第14条（国等との連携）
第6条（市の役割）	第15条（条例の見直し）
第7条（協働の人づくり）	第16条（委任）
第8条（協働の提案）	附則
第9条（地域における協働の仕組みづくり）	

## 〔説明〕

本条例を体系として整理すると目次のようになります。第1条から第3条は全体に通用する包括的な規定について、第4条から第6条は協働の原則について、第7条から第16条は協働を推進するための仕組みについて定めています。

## 【条例の構成についての説明】

条例の規定は、通常「条」を基準に構成されます。

「条」がいくつかの段落に分かれている場合、この段落を「項」といいます。最初の段落を「第1項」、以降順番に「第2項」「第3項」…と言い表します。第2項以降には、通常その先頭に「2」「3」…と数字が振られます。

条文中で箇条書きを用いる場合には、(1)(2)(3)…のように括弧書きの数字が振られます。これらを「号」といい、「第1号」「第2号」「第3号」…と言い表します。1つの号の中をさらに細分化して列記する必要がある場合には、「ア」「イ」「ウ」…と言い表します。

(目的)

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

[説明]

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の目的を明らかにし、定めています。最初に本条例が川口市自治基本条例にもとづいて定めるものであることを明記しています。
- (2) 自治基本条例では、「協働」については、重要な項目と受け止め、総則の場所に位置付けられています。同条例第5条第3項では、協働を推進するために条例を整備することが明記されています。自治基本条例は平成21年4月1日から施行されましたが、協働の推進に関しては、ある程度時間をかけて検討していく必要があることから、別に条例で定めるものとし、その期限は、附則第2号により、平成24年4月1日までに規定で定めることとされました。
- (3) 川口市協働推進条例を定める目的は自治の実現にあり、自治とは市民が市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指すものとし、そのために、①協働の原則、②仕組みの2つを明らかにし、協働を推進するために必要な事項を定めることを述べています。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第5条

(市民と市の協働)

第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。

- 2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。
- 3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。以下この号において同じ。）
- イ 地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）
- ウ 市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。）

(2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (4) 教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。
- (5) 協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

〔説明〕

- (1) ここでは、この条例の解釈にあたり明確にしておかなければならない、協働の担い手と協働の定義を定めています。
- (2) 第1号は、「市民等」の定義です。

第1号アは、「市民」について述べています。

この条例では、市外から市内に在勤、在学する方や市内で活動している個人（自然人）も、本市のまちづくりに力を発揮していただくことが期待されるとの考えから、「市民」に含めています。活動とは、公益を目的とした活動のみならず、社会を豊かにする多様な活動を想定しています。なお、国籍を問うものではありません。
- (3) 第1号イは、「地縁団体」について述べています。

いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体です。その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体とは、マンション管理組合なども同様です。本市においては、地域における協働の取り組みの担い手としての役割を果たすものと考えられます。
- (4) 第1号ウは、「市民団体」について述べています。

共通の関心に基づき自主的に形成された団体（テーマ型コミュニティ）で、いわゆるNPO法人、ボランティア団体、趣味やスポーツなどの生涯学習団体等を想定しています。法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。なお「非営利」とは、無償で活動したり、活動により利益を上げないということではなく、活動に必要な費用を確保した上で差し引いた利益は団体の構成員に分配せずに社会貢献の費用とするという意味です。
- (5) 第2号は、「市」の定義です。

一般的には、「市」というと法人としての「川口市」のことを指しますが、この条例では、「市」については、議会と市長その他の執行機関のことをいいます。
- (6) 第3号は「事業者」の定義です。

「事業者」とは市内で営利活動を行う個人や法人を含み、ほかに、社会福祉法人、医療法人、農商工団体等を想定しています。「事業者」は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第10条で、「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努める」と規定されています。また、川口市自治基本条例の手引きの中では、「市との協働には、地縁による団体、市民団体（NPO 法人等を含む）や事業者も当然のことながら想定しています」と記載している通り、協働の推進においてもその担い手として位置付けられています。
- (7) 第4号は「教育機関等」の定義です。

小学校、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む）、社会教育施設、公共職業能力開発施設（大学校）、専修学校、各種学校などを、「研究機関」とは公共、大学、民間で設置する研究所を想定しています。こうした団体が、自らの専門性をより積極的に活かすとともに、教育を通じて協働の担い手を育成する重要な役割を果たすことから一つの項目として記載しております。

(8) 事業者及び教育機関等は、市民や市と協働することによって、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが期待されています。

(9) 第5号は、「協働」の定義です。

一般的に「協働」は多様な場面で使われる用語です。多様な協働の担い手の間で構築する基本的な協力関係や、連携・協力による事業を想定した場面で使われます。

本市においては、自治基本条例第2条第3号に規定する自治、すなわち「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築く」ために、「まちはみんなで作るもの」という精神に基づいて「知恵と力を共に出し合う行為及び活動」を本市における「協働」として位置付けています。その考え方にに基づき、協働の担い手が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することを基本的な考え方としています。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

(10) 但し、営利や布教、政治を目的とした行為及び活動を除きます。

反社会的団体は除きます。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第2条第3項

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 自治 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

## §用語の解説§

### 【市長その他の執行機関】

市長のほか、それぞれ行政執行権限を有する地方自治法第180条の5から第202条の2で規定している各種委員会及び委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）を指します。なお、職員は主にこれらの執行機関が任命し、その命により職務を行います。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念により、協働を推進する。

(1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。

(2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の基本理念として、協働に対する姿勢や考え方を規定しています。
- (2) 本条例においては、自発的な市民個々の多様性を認識しあうとともに、市民同士または市政の運営とよりよい関係を構築し、ともに社会を支えあうことを基本理念としています。
- (3) 第1項は、協働の担い手の相互関係について定めています。市民一人ひとりの固有の価値や個性を尊重し、多様なつながりを創ることによって相互に新しい可能性を生み出し育ててゆくべきことを述べています。
- (4) 第2項は、多様な協働の担い手のそれぞれの長所を生かす社会づくりについて述べています。協働の担い手が、時代や社会情勢の変化等に応じてそれぞれの役割や、地域、社会のあり方についての意識を変え、人と地域、社会全体を成長させるとともに、子供たちや次の時代に継承してゆくことが協働の基本理念であることを述べています。

（協働の原則）

第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。

2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の目的を達成するための基本的な原則を定めています。
- (2) 第1項は、協働の担い手の相互尊重についてです。

協働の担い手はそれぞれの立場や性格に応じて自らの求めるところによって活動しています。その目的、活動内容、方針、規模などは多様です。協働を行う前提として、互いの自主性を尊重し、共感することが重要です。一方的な要求になったり、権利の濫用にはなりません。ここでの社会性とは、協働するときに、広く市民の共感が得られることをいいます。
- (3) 第2項は、情報共有についてです。協働を進めていく上で、互いに情報を共有することが重要です。本市では、市が説明の責務を果たし市政への市民参加と協働の推進を図るため、情報の「公開」に関して必要な事項を情報公開条例で定めています。本条例では、協働の担い手が双方向で、情報を「発信」「活用」すべきことについて述べています。情報を分かりやすく適切に流通させるためには双方が情報管理に努力することが求められます。

〔参考〕

川口市情報公開条例（平成12年9月27日 条例第49号）（第1条）

(市民等の役割)

第5条 市民等は、協働の基盤となる市民等による公益のための自主的な活動の社会的な役割を理解するとともに、地域の一員であることを自覚し、自らも地域及び社会への関わりを持つよう努めるものとする。

2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよう努めるものとする。

[説明]

- (1) ここでは、市民等の役割について述べています。
- (2) 第1項は、地域や社会への貢献について定めています。市民等とは、第2条第1号に定めた市民、地縁団体、市民団体をいいますが、本条例第9条第2項に記載した地域における協働においては、事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。それらは多様な価値を自ら追求しながら地域や社会を構成しており、市民全体として、社会における幅広いニーズへの対応、安心の実現、活力の維持などに大きく貢献しています。その役割を理解するとともに、市民自らが地域や社会の一員であることを自覚し、地域社会と社会全体の両方に関わりを持つように努めることを規定しています。
- (3) 第2項は、主体的な関わりと社会的責任について定めています。市民等は、協働するとき、自らの意見と行為に責任を持つ必要があります。地域社会や社会全体に関心を持ち、その課題を人任せにせず、まちを良くするために自分に何ができるかを考え、自発的に取り組むように努めることを述べています。事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

(市の役割)

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、地縁団体及び市民団体が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。

3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。

4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わるこができる場及び機会を広げるものとする。

[説明]

- (1) ここでは、協働を行う上での市の役割について定めています。
- (2) 市は、協働のための環境を整える上で、重要な役割を担っています。第6条は主としてその点について規定しています。市は、自治基本条例第22条（行政組織）で規定するように、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となる組織に整備する必要があります。

協働についても、責任の所在を明らかにした上で、誠実に対応します。

- (3) 第1項では、協働を推進するにあたり、市は、市民の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進する役割があることを定めています。単に任せてしまうのではなく、役割を分担し、よりよい成果が得られるよう、目標の設定、よりよい関係の構築、推進方法等など全体の調整をおこないます。そのためには市民の視点、知恵と力等を市の運営に活かすことが重要です。
- (4) 第2項では、自治基本条例第9条（地縁による団体及び市民団体による活動）に定められていることを踏まえ、さまざまな協働の主体の中でも、地縁団体や公益を目的とした活動をする市民団体を協働の中心的な担い手と位置付け、支援することを定めています。なお、これは地縁団体と市民団体以外に協働の担い手がないということではありません。
- (5) 第3項は協働の基本である「つながり」が重要であり、それを踏まえた上で、基本理念の第3条第1項で定めた「互いの違いを認め合い、開かれた多様なつながりを創造する」という考え方からコミュニティを支援することを定めています。
- (6) 第4項では、職員の育成について述べています。協働の現場での実際の対応や協働推進において、職員の意識が重要であることから、研修等による理解を促すとともに、協働に直接関わる場や機会を増やすことを定めています。

職員については、自治基本条例第24条で「職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない」と規定されており、協働の推進においても同様の役割が期待されます。

[参考]

川口市は市の基本構想第四次総合計画で、「市民同士および市民と市が共に協働することができる環境づくり」の推進を定めています。

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第9条

（地縁による団体及び市民団体による活動）

第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第22条

（行政組織）

第22条 市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 24 条

（職員の責務）

第 24 条 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

（協働の人づくり）

第 7 条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、条例の担い手の育成について定めています。
- (2) 協働は人と人とのつながりの上に行われるものであり、協働の推進は、担い手の育成を抜きにして語れません。担い手の育成は重要であるため、「まちはみんなでつくるもの」という通称のとおり、市民誰もが皆取り組むものとし、仕組み部分の最初の条文として定めています。ここでいう「みんな」とは協働の担い手である、市民等、市、事業者、教育機関等を表します。また、次世代につながる「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会」の実現のために、青少年から高齢者まで含めてみんなの協働への関心を高め、参加の機会を拡大することを想定しています。

〔参考〕

また川口市は市の基本構想の中で、基本理念の(4)に「人づくり・ものづくりの継承と発展」を定めています。

（協働の提案）

第 8 条 市は、協働の提案に必要な制度を整備するものとする。

2 市は、市民等から協働の提案を受けたときは、提案者の立場に立って誠実に協議するものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の提案について定めています。
- (2) 第 1 項は提案制度の整備について定めています。協働の担い手が発意し、協働で行う事業を提案、実施するための「協働事業提案制度」をつくることを想定しています。制度を整えることによって、提案した協働がより効果的に行われることを目指した規定となっています。「協働事業提案制度」は多様な協働の担い手に応じた様々な形態や支援の方法が想定されます。
- (3) 自治基本条例では、第 5 条第 2 項において「市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする」と定めています。これを受けて、第 2 項では、協働提案を受けた際に市が責任を持って対応(相談、応答、記録等)をすることを定めています。

「提案者の立場に立って」とは、川口市自治基本条例第 22 条の手引きのとおり、市民にとってわかりやすく、市民ニーズに叶う、公的責任を果たせるものであること等を包含した表現です。市は、本条例第 6 条に基づき「協働を総合的かつ効果的に推進する」ものです。

（地域における協働の仕組みづくり）

第 9 条 市民等及び市は、地域の特色や特性を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決する活動を行う場を設けること及びこれらの活動を行うための組織の整備をするよう努めるものとする。

2 市は、市民等が他の市民等、事業者又は教育機関等とともに前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を推進するものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、地域における協働の仕組みづくりについて、定めています。
- (2) 地域の特色や特性を生かして、地域の課題を解決する場として、「まちはみんなでつくるもの」という通称のとおり、協働の担い手誰もが参加でき、連携していく組織づくりを想定しています。
- (3) 自治基本条例第 8 条と第 9 条ではそれぞれ、市民同士の助け合いを通じた自治の実現と、地縁団体による活動を通じた自治の実現について定めており、前項に規定する活動が協働の推進において重要であることから、市が支援するものとしています。

〔参考〕

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 8 条

（市民の互助）

第 8 条 市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 9 条

（地縁による団体及び市民団体による活動）

第 9 条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

（協働を推進する体制の整備）

第 10 条 市は、協働を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等からの協働の提案について総合的な調整を行う窓口を設置するものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働を推進する体制の整備について、定めています。
- (2) 第1項において、総合的な推進体制とは、協働の推進に対応した行政組織の役割分担、責任体制の整備や構築を想定しています。  
自治基本条例第23条第2項で規定されているように「職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の遂行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努める」ことが重要です。
- (3) 第2項では、市民等からの協働の提案について総合的なコーディネートを行う窓口の設置について明記しています。協働の提案については、基本的に市の各部署が直接対応します。しかし、その内容は多岐に渡り、担当部署がはっきりしない場合や複数の場合、市民同士の協働における情報提供が必要な場合など、現在の体制では対応が難しくなっています。そのため、このような提案については、関係する可能性がある該当部署およびその他外部の機関と協議や連携をしながら、この窓口が総合的な調整を担当することを想定しています。

〔参考〕

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第23条

（行政組織）

- 第23条 市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない。
- 2 市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

（協働推進委員会の設置）

- 第11条 この条例の運用状況について検討し、協働を総合的に推進するため、川口市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

〔説明〕

- (1) ここでは協働推進委員会の設置について定めています。
- (2) 「川口市協働推進委員会」は、①条例の運用状況についての検討や、②総合的な協働推進のための活動を行います。
- (3) 運用状況についての検討とは、市の協働のため環境整備や市民等の協働の取り組みなどについての現状と課題を把握し、条例をより効果的に運用していくことを想定しています。
- (4) 総合的な協働推進とは、たとえば、協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、市と協働するためのルールづくり、協働のための資金運用等が想定されます。

(委員会の所掌事務)

第12条 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況の検証その他協働の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

[説明]

- (1) ここでは委員会の所掌事務について定めています。
- (2) 委員会は、この条例の運用状況を必要な時期に見直し、評価します。市長の諮問に応じて、協働の推進に関する重要事項について調査や審議をし、答申を行います。そのほか、協働の推進に関して委員会の発議で市長に提言を行うことも想定しています。

(委員会の組織及び運営)

第13条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

[説明]

- (1) ここでは、委員会の組織と運営について定めています。
- (2) 第1項では委員数について、15人と定めています。
- (3) 第2項では委員の構成について定めています。「(1)市民」の委員については公募の枠をできる限り多く設けることを想定しています。
- (4) 第3項では委員の任期について定めています。
- (5) 第4項では第1～3項に定めるもの以外で委員会の組織と運営に関して必要な事項は、別に規則で定めることとしています。

(国等との連携)

第14条 市及び市民等は、協働の推進に当たり、国、埼玉県、近隣の地方公共団体その他関係団体等との連携に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の推進のため、市の枠を超えた広範囲の連携について定めています。
- (2) 広域的な視点からの連携は、自治基本条例第 31 条第 1 項と第 2 項で規定されているように、市内に留まることなく、広く、国や埼玉県、隣接の地方自治体、諸外国並びに同じ目的をもつ関係団体など行われることもあります。ここでは、市と市民が広い視野を持って、共通の課題解決のために、連携して果たすべき役割に努めることを定めています。

〔参考〕

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 31 条

（国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流）

第 31 条 市は、広域的な視点から、国又は全国若しくは近隣の地方公共団体と共通する課題に対して、これらと対等な立場で相互に連携し協力するよう努めなければならない。

2 市は、平和、人権、環境、資源等の地球的規模の諸問題に関し、国際社会に果たすべき役割を認識して、広く国際交流に努めるものとする。

（条例の見直し）

第 15 条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の見直しに関して定めています。
- (2) 時代や社会情勢の変化等によって、条例で定めるべき内容は変わってくる場合があります。また、条例を施行し、運用する中で、想定していないことが発生したり、運用に当たって問題が生じることもあります。そうしたことから、市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する必要性を明示することによって、実際的に活用される条例を目指します。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

〔説明〕

- (1) ここでは、この条例に定めるもの以外で、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第11条から第13条までの規定は、規則で定める日から施行する。



**「川口市の協働の推進に関する基本方針」**

**発行日：令和7年6月**

**編集・発行：川口市市民生活部協働推進課**

**〒332-0015 埼玉県川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階**

**電話 048-227-7633**

**FAX 048-226-7718**

**H P <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/index.html>**